

## 政府機関の情報セキュリティ担当者の育成等に関する事例について

平成 24 年 10 月 26 日

内閣官房情報セキュリティセンター

内閣官房情報セキュリティセンターにおいて、各府省庁等における政府機関の情報セキュリティ担当者の育成等に関する事例を整理しました。今回整理した事例も参考に、今後も、政府機関の情報セキュリティ担当者の育成等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 1. 情報セキュリティ担当者に係る人事ローテーション等の工夫

- 省内の情報セキュリティ対策の担当補佐が同担当室長となった事例や、同担当係長が省内 LAN 担当補佐となった事例がある。
- システム担当部署の経験者など専門的知識を有する者を情報セキュリティ部署に配置し、適任者についてはその後、情報セキュリティ担当部署の係長、補佐へ計画的に登用するよう努めている。
- 通常、2 年で人事異動を行っているが、情報セキュリティ担当者に関しては、2 年以上配置している。
- 省内の情報システム関連部門や独法等関連組織のセキュリティ関連部門等を経験した後、別の情報システム関連部門でセキュリティ関連の業務を担当している例など、人事異動に配慮している。
- 国内外大学院（情報セキュリティ大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、米国カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所）等への留学の実施。
- 情報セキュリティ担当者については、極力長期間、情報セキュリティ関係業務に携われるよう配慮すべく、検討を進めている。
- 情報システムの管理業務の経験者や、各種資格の取得状況を把握し、優先して関係業務に配置している。

### 2. 外部人材の活用

- 情報セキュリティを含め、IT の専門資格を有する専門家を外部から積極的に採用している。まずは任期付職員で採用し、任期中の勤務状況が優れている者は、内部選考を経て常勤化することを基本としている。
- 官民交流法により、標的型サイバー攻撃等の様々な脅威に的確に対応し、高度かつ総合的な情報セキュリティ対策業務を遂行するために必要な高度な知

識と豊富な経験を有する外部人材を採用している（採用にあたっては、面接等により本人の知識、経験等総合的な人物評価を実施している）。

- 情報セキュリティに関する専門的知識、実務経験等を有する者について、官民交流採用等により登用し、情報セキュリティ対策の企画・実施等に関する業務に従事している（平成 24 年 8 月現在、官民交流採用 1 名、平成 24 年 9 月に非常勤職員 1 名採用予定）。
- 情報システム担当は民間人を任期付採用しており、最長 5 年に渡って担当できる。
- 情報セキュリティに関する業務遂行のため、H23 年 11 月から任期付職員を、同年 12 月から官民交流職員を採用している。
- 情報システム担当は、民間人を任期付採用しており、現在、3 名の任期付職員（課長補佐 1、係長 2）が担当している。
- 最高情報セキュリティアドバイザー等の業務を支援するため、公募により主査クラスの非常勤職員 1 名（過去 5 年以内に国、地方公共団体又は端末 100 台以上の民間企業におけるセキュリティポリシーの策定、グループウェア、セキュリティ及びネットワークのコンサルティング業務を行った経験を有することを応募資格としている）を登用している。
- システムの調達・運用管理、情報セキュリティ強化等のため、平成 24 年 4 月から、公募により、民間セキュリティ人材 1 名（初級システムアドミニストレータ、情報セキュリティスペシャリストの資格を有し、ITリテラシーの向上教育について、内部統制や個人情報保護の周知を行ってきた経験のある者）を期間業務職員（専門調査員）として採用している。
- 職員の採用は実施していないが、外部委託により、情報セキュリティを専門とする業者から、当省の情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ教育等の見直しについて支援を受けている。
- 民間企業との業務委託契約により、当省に常駐職員を配置させ、情報システムのセキュリティの監視・管理等の支援業務を委託。

### **3. 公務員採用時における情報セキュリティ関連素養の確認**

- 本年度より採用面接時に「ITパスポート、情報セキュリティ等の資格」の有無について確認している。
- 官庁訪問対応時や採用時面接の際に、保有する IT、情報セキュリティ関係資格の確認を行った。
- 平成 24 年度の採用活動において、総合職試験（院卒・大卒）及び一般職試験（大卒）合格者に対する官庁訪問を実施するに当たり、官庁訪問者に対して記載させる面談カードにおいて、ITに関する資格等を取得しているかどうか

か記載させるとともに、面談の場において確認するなどした。

- 採用試験及び採用面接を実施する段階で各種資格の有無を確認したほか、情報セキュリティに関する常識について説明・質疑応答をした。
- 情報通信端末などにおける情報セキュリティ対策についての意識度について、確認することとしている（具体的には、スマートフォンやパソコンにウイルス対策ソフトを入れているか等の質問を実施）。
- 当省の情報セキュリティ対策について説明するとともに、官庁訪問をした者の専門性等に応じて、昨今の情報セキュリティをめぐる情勢についてどのように認識しているかを質問した。
- 平成 24 年度から、N I S C から提供された資料を参考に、官庁訪問する学生に対する質問項目に追加。
- 面談担当の職員を集めた説明会において、N I S C から発出された事務連絡について周知を行うとともに、面談の中で情報セキュリティについての質問を行うよう依頼を行った。

#### **4. 職員全体の意識啓発と能力の底上げ**

- 省内研修（情報セキュリティ研修〔全職員必須〕、IT 基礎知識研修〔新規採用職員必須〕、情報システム担当研修など）を実施しているほか、本人の希望も踏まえ、素養のある者については IT 大学院への派遣を行っている。
- 秘書課で実施する管理職向けの服務研修に、情報セキュリティ研修を組み合わせて実施することにより、管理職に情報セキュリティの重要性を理解して頂き、もって省内全体の情報セキュリティの徹底を図っている。
- 新規採用者及び中途採用者向け、管理職員向けに、それぞれ情報セキュリティ対策にかかる研修を実施。
- 「新規採用研修」時において、情報セキュリティ（情報管理、公務におけるセキュリティの在り方、行政の情報化とその課題等）に関する講義を実施し、情報化について習得させ、更に「新任課長補佐級・係長級研修」時において、情報管理と情報セキュリティの最新動向について改めて認識させる場を設けている。
- 平成 22 年度から、情報セキュリティ月間に合わせて情報セキュリティに関する専門研修を実施しており、昨年度は、N I S C から講師を派遣して頂き、本省に勤務する課室等情報セキュリティ責任者に対して研修を実施した。
- 全職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ対策にかかる研修を実施。
- 省内の情報セキュリティポリシー、実施手順書等についての理解を促進し、情報セキュリティ対策を着実に実施すること等を目的として、情報セキュリ

ティに関する教育・情報セキュリティ対策の自己点検を実施した。

- 情報セキュリティポリシーや実施手順書、情報セキュリティに関する教育教材等、情報セキュリティに関連する情報をイントラネット上に掲示し、職員が日常的に参照できるようにした。
- 希望者する職員に対し、情報セキュリティを含む基本的なIT知識を習得させることを目的としたIT基礎研修を実施。

## **5. 法律家の活用**

- 省内の研究会にて、サイバーセキュリティと法律に詳しい弁護士に、委員として出席を頂いた例がある。
- 省内の懇談会にて、情報セキュリティに詳しい法学者や弁護士に委員を委嘱している。
- 省内の研究会にて、弁護士に構成員として参加いただいた事例がある。
- 情報セキュリティ担当とは別の部署で採用している弁護士と必要に応じて連携する。
- 定常的に活用している事例はないが、個別に専門家の意見を聴取する必要がある場合には、審議会委員等を活用している。